

## 静岡県告示第135号の2

静岡県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年静岡県規則第63号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年2月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県資源管理方針（令和2年12月1日告示第780号）別紙1－6に規定する静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を越えるおそれが著しく大きいと認め、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号に掲げる場合に該当する。